

旅行会社や旅行の内容をしっかりと確認しましょう ～旅行会社の破産ニュースより～

【旅行会社の経営破たんニュース】

今年3月末のニュースで世間を騒がせた、旅行会社「てるみくらぶ」(本社：東京都)の破産は、社会全体に大きな波紋を広げました。申込済みのツアーなどは手配を中断し、渡航の中止を呼びかけている状況です。影響を受ける旅行者は8万～9万人と言われていています。破産手続きに入った「てるみくらぶ」に支払い済み旅行代金を巡り、弁済の申請が殺到しているとのこと。弁済とは、旅行業法にもとづく制度(弁済業務保証金制度)で、旅行業協会のウェブサイトで申請します。また、同じグループ会社「自由自在」(本社：東京)も、3月27日から営業を停止しているため、こちらの弁済も受け付けています。

【旅行業法と旅行会社について】

旅行業または旅行者代理業を営もうとする者は、観光庁または都道府県知事登録を受ける必要があります。旅行会社は、全国で大小含めて1万社近くあるそうです。JTBや日本旅行を初め、一般的によく知られている会社は、第1種旅行業で、観光庁に登録された会社で、全国に800社ほどあります。そして、9割以上が各都道府県管轄の第2種、第3種旅行業にあたり、旅行パンフレット等には、社名の近くに「国土交通×××」「東京△△△」という表記があるため、見分けが出来ます。これらは、取り扱える旅行の内容や会社の財産基盤をもとに分類されています。

どの旅行会社に手配しているか、心配なときは、社)日本旅行業協会の会員かどうかを調べておくと良いでしょう。自分がどんな会社にどんな手配(=契約)しているかをきちんと認識することは、消費者として大切な事です。

【旅行の契約について】

たとえば、A社の商品は、同業種のB社でも販売していたりと、申し込んだ会社と実際のツアーの主催会社が違うことが多々あります。旅行中の保証等については、主催会社が担いますので、双方の旅行会社についてチェックしておくことをお勧めします。

最近、外国の旅行会社など、旅行業登録のない会社が日本語のホームページで旅行を募集しているケースが見られます。このようなホームページからの旅行を申し込んだ場合、トラブルになった場合に、法律上の保護を受けることが出来ないため、旅行会社をよく確認しましょう。

【日本旅行業協会の消費者相談室】

旅行会社を通して申し込まれた旅行業務に関するトラブルについては、その苦情解決をお手伝いするための消費者相談室を設置しています。旅行会社と交渉する上でのアドバイスをしています。

消費生活相談のことなら・・・

- 岐阜県県民生活相談センター 058-277-1003
- 輪之内町消費生活相談窓口(住民課) IP:050-5808-9600, 0584-69-3111
- 消費者ホットライン ☎^{いちゃ}188